

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth

学校における職業教育・職業体験	
日本	<p>学校段階からのキャリア教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省、文部科学省、ハローワーク ・対象者及び適用要件 学生 ・具体的内容 <ul style="list-style-type: none"> (1)キャリア探索プログラム:ハローワークが学校、産業界と連携し、企業人等を講師として学校に派遣し、職業や産業の実態等に関する学生の理解を促す。 (2)ジュニアインターンシップ:主として高校生を対象に、在学中に生徒が就業体験を通じて、自らの適正と職業の関わりを深く考える契機とするインターンシップを実施。事前講習、就業体験実習、事後講習を合わせて4日程度。 (3)インターンシップ受入企業開拓事業:企業側でのインターンシップに対する理解の一層の浸透を図り、大学生等の職業観、勤労観を高めることを目的として、経済団体(日本経団連)との連携の下、インターンシップを受け入れる企業を個別に開拓するとともに、開拓した企業における学生等の受入の支援、企業・大学等への情報提供を実施。 (4)キャリア教育実践プロジェクト:地域の協力体制の下、中学校を中心とした5日間以上の職場体験「キャリア・スタート・ウイーク」を実施。 (5)専修学校・高等学校連携等職業教育推進プラン:小・中学生、高校生、フリーター等を対象とする職業体験講座、講習会の実施。
アメリカ	<p>テックプレップ(Tech-Prep)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1990年代 ・管理運営主体 テックプレップ推進組織(Tech-Prep consortium) ・対象者及び適用要件 高校生。11学年(日本における高校2年生)から開始し、14学年(日本における大学2年生)まで。 ・具体的な内容 中等教育の最後の2年間と準学士資格を取得可能な高等教育機関における2年間の教育を結合させた4年一貫教育。当該4年間で、専門的職業教育科目と、数学、自然科学、コミュニケーション科目の双方の履修が義務付けられる。 <p>コーポラティブ教育(Cooperative Education)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 20世紀初頭 ・管理運営主体 各学校及び対象となる事業主 ・対象者及び適用要件 主に12年生(日本における高校3年生) ・具体的な内容 主に12年生(日本における高校3年生)を対象とした、有給の職業実習型の教育であり、学校での職業教育と並行して行われる。コーポラティブ教育の経験が単位となったり、学位授与の要件になったりする。 <p>※ このほか、「キャリア・アカデミー(Career Academy)」がある。</p>

8 教育・職業能力開発

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

学校における職業教育・職業体験	
イギリス	<p>仕事関連学習</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2004年 管理運営主体 各学校 対象者及び適用要件 14~16歳の全ての学生 具体的な内容 イングランドの基幹段階4(第10, 11学年)の生徒のカリキュラムに組み込まれる。 キャリア教育、勤労体験や学習支援などの様々な活動が行われている。 <p>※なお、教育機関に対する同プログラムの提供義務を廃止すべく制度改正が進行中(2012年12月)。</p>
ドイツ	<p>普通教育における職業指導</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営主体 各学校 具体的な内容 職業活動体験は、ハウプトシューレ(基幹学校)では生徒の義務。レアールシューレ(実科学校), ギムナジウムでは希望者による任意。職業体験の分野は、レストラン、郡役所、旅行代理店、運送会社、動物保護施設など多岐にわたっている。 <p>※ ハウプトシューレ、レアールシューレ及びギムナジウムは、いずれもグルントシューレ(日本の小学校に相当)修了後に入学する中等教育期間</p> <p>フレッシュマン支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2008年8月30日 管理運営主体 連邦労働社会省、学校 対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ポストを提供する事業主 具体的な内容 普通教育課程から職業訓練への移行過程における若年者に対する個別支援の強化を目的として、全国1,000校において、卒業後の準備指導や職業適性判断、職業オリエンテーリング、職業訓練への移行などに関する学生支援を行う。 <p>各種職業学校</p> <p>上級学校非進学者の多数が、職業学校(Berufsschulen):デュアルシステムの学校側における職業コース、職業専門学校(Berufsfachschulen: BFS)、専門学校(Fachschulen: 貿易・技術学校)に進んでいる。</p>
フランス	<p>交互教育</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1989年 管理運営主体 学校と企業の産学連携 対象者及び適用要件 中・高等教育の学生 具体的な内容 若者の能力向上と就職促進のため、学校での教育と職場での訓練を交互に行う。 <p>大学付設職業教育センター(IUP)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1991年 管理運営主体 大学 対象者及び適用要件 大学生 具体的な内容 企業の要求に即した人材育成のため、工学、商学、一般行政、財務管理、情報・コミュニケーションの5専攻が設置され、全教育機関の1/3を企業実習にあてる。修了者には「高度技術者マスター」の免状が授与される。

養成訓練制度その他の訓練制度

日本	<p>実務・教育連結型人材育成システム(日本版デュアルシステム)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省、文部科学省、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県の職業能力開発施設、専門学校等の民間の教育訓練機関、認定訓練施設等が企業と連携 ・対象者 概ね35歳未満であり、就職活動を続けているが安定的な就業につながらず、日本版デュアルシステムを通じ、就職に向けて職業訓練を受ける意欲のある者(学卒未就職者、無業者、フリーター等) ・具体的な内容 企業における実習訓練と教育訓練機関における座学(企業における実習訓練に関連した内容)を並行的に実施し、修了時に能力評価を行う。委託訓練活用型と専門課程(職業能力開発大学校等)活用型がある。
専門学校等	<p>専門学校等における実践的教育の導入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 経済産業省、学校、産業界 ・対象者 高専、工業高校等の学生 ・具体的な内容 中小企業のニーズに応じた実践的な技術教育プログラムの実施、地域産業界との連携によるものづくり人材育成、目指せスペシャリスト「スーパー専門学校」の拡大
実践型人材養成システム(実習併用職業訓練)	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省、各企業 ・対象者 新規学校卒業者が主たる対象(中途採用も含む15歳以上35歳未満) ・具体的な内容 「教育訓練機関における企業のニーズに即した学習(OFF-JT)」と「企業自らにおける雇用関係の下での実習(OJT)」とを組み合わせて行う研修システム(厚生労働省が認定する6か月以上~2年以下の職業訓練)。
新規学卒者を対象とした職業訓練	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省(高齢・障害・求職者雇用支援機構含む)、都道府県、市町村 ・具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> (1)普通職業訓練・普通課程(都道府県、市町村設置の職業能力開発校で実施) 中卒者又は高卒者等に対し、基礎的な技能・知識を取得させるための長期間(1~2年)の課程 (2)高度職業訓練・専門課程(高齢・障害・求職者雇用支援機構、都道府県設置の職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校で実施) 高卒者等に対し、将来職業に必要な高度の技能・知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能・知識を習得させるための長期間(2年間)の課程 (3)応用課程(高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発大学校等で実施) 専門課程修了者等を対象にした2年間の訓練
アメリカ	<p>登録養成訓練制度(Registered Apprenticeship)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開始年月 1937年 ・管理運営主体 事業主団体・労働組合団体の共同、個々の事業主、個々の事業主と事業主団体との共同など ・対象者及び適用要件 16歳以上で各実習プログラムの必要条件を満たす者。ただし、危険な業務については18歳以上。 ・具体的な内容 実習プログラム(Apprenticeship program)の基準は連邦政府が定める。 政府に登録された登録実習プログラムを修了した者には、登録養成訓練制度修了者として、公的にその知識と技術の水準が認証される。 参加者は一定の時間は各企業でOJTを受け、その他の時間は、職種に関する教育を教育機関などで受講する。 プログラムの期間は平均すると3~4年程度。参加者には事業主から賃金が支払われる。

8 教育・職業能力開発

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

養成訓練制度その他の訓練制度	
イギリス	<p>養成訓練制度(Apprenticeship)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2004年から新制度開始 管理運営主体 ビジネス・イノベーション・技能省および教育省 対象者及び適用要件 16～24歳の若年者(25歳以上の者を対象とする制度もある) 具体的な内容 事業主の下で働きながら訓練を受け、資格取得や技術の習得などを目指す。若年者向けのものとしては、対象年齢や取得する資格のレベル等に応じ、次の4種類がある。 <ul style="list-style-type: none"> (1)養成訓練(Apprenticeship) 対象者は16～24歳。NVQレベル2(非熟練に相当)又は同等程度の資格取得を目指す。 (2)上級養成訓練(Advances Apprenticeship) 対象者は16～24歳。NVQレベル3(技術職/熟練工/工芸職/監督職に相当)又は同等程度の資格取得を目指す。 (3)Foundation Learning 就職等の準備が整っていない14歳以上の者が対象。参加者にはNVQレベル1(非熟練の基礎技能に相当)等の取得を奨励。 (4)若年養成訓練(Young Apprenticeship) 第10学年(通常は14歳)から開始。NVQ等の資格取得を目指すことも可能。 (廃止に伴い、2011年3月以降は新規参加者の受け入れは行わない。)
ドイツ	<p>職業養成訓練生制度(養成訓練制度(Ausbildung))=「デュアルシステム」(Deualensystem)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 19世紀初頭 管理運営主体 企業及び職業学校(Berufsschulen) 対象者及び適用要件 年齢制限はなく、基幹学校(ハウプトシューレ)を修了した者が多く参加するが、ギムナジウムから参加する者もいる。社会人や高等教育を終了した者も参加できる。義務教育(9～10年間)を修了していない子ども、門戸は開かれている。 具体的な内容 若年者を主対象に、企業がその職場で実施する職業訓練と、職業学校等の教育機関での学習とを同時に併行し、良質な若年技能労働者を養成する。事業主は養成訓練生との間で職業訓練契約を結び、職業訓練を施す。ドイツの若年者の職業生活への移行に際し、長期にわたって支柱を担っている。 <p>職業訓練ボーナス制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2008年8月30日 管理運営主体 連邦労働社会省 対象者及び適用要件 若年者に新たに訓練ボストを提供する事業主 (1)義務給付(事業主に職業訓練ボーナスの請求権が発生するもの) 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了または中退し、2007年もしくはそれ以前から雇用庁に登録して職業教育機会を探し続けていた者のうち、特別学校(聾啞学校など)修了証や基幹学校(ハウプトシューレ)修了証を有する者、または何ら修了証を有さない中退者で、(a)長期にわたって職業教育機会に恵まれない者、(b)学習能力が劣るか、社会的に不利な境遇にある若者——に対し、職業訓練法、手工業法及び会員法に定める職種において新たに職業教育機会を提供する事業主に支給。 (2)裁量給付(連邦雇用エージェンシー(BA)の裁量により給付が認められるもの) 2007年もしくはそれ以前に普通教育課程を修了し、(a)2007年もしくはそれ以前から連邦雇用エージェンシーに登録して職業訓練機会を探し続けていた実科学校(レアールシューレ)修了者、(b)2年以上職業訓練機会を探し続けていた後期中等課程修了者、(c)職業訓練を提供する事業主の倒産・廃業・閉鎖により職業訓練の中断を余儀なくされた訓練生で、本人に問題があつて訓練機会のあっせんが困難な者——に対し、職業訓練法に定める職種において新たに職業訓練機会を提供した事業主を対象として、連邦雇用エージェンシーの裁量により支給。 <p>※ 職業訓練ボーナスの支給は、(1)試用期間終了時点、(2)修了試験申込時点——の2回に分けて行われる。ボーナス給付額は、訓練生への報酬に応じて4000ユーロ、5000ユーロ、6000ユーロに区分される。この助成金の対象は、遅くとも2010年12月31日までに開始した訓練に限る。特例として、倒産等で失職した若年者の訓練については、2013年12月31日までに開始された訓練について、このボーナスが存続する(SGB III, § 421r)。</p>

養成訓練制度その他の訓練制度	
フランス	<p>養成訓練契約(Contrat d'apprentissage)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1986年法律改正 契約締結可能な雇用主 公的部門も含む全ての事業主。社会保険料雇用主負担の一部免除などの優遇措置あり。 対象者及び適用要件 義務教育を終了した16～25歳の若年者、26歳以上の若年障害者等(2006年の法律改正で、14歳以上16歳未満でも、養成訓練を受けることが可能となった) 具体的な内容 CAP(職業適格証)に加えて、高等段階の職業教育又は技術教育の免状等を取得するため、理論教育を年間400時間以上受講しつつ、企業で賃金の支払いを受けながら、実地訓練を行う。使用者は年齢及び養成訓練生となってからの年数に応じて、SMIC(最低賃金)の25～78%以上の賃金を支払う。 <p>熟練契約(Contrat de professionnalisation)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 2004年10月 契約締結可能な雇用主 全ての企業(国、地方自治体、行政機関を除く)。国からの手当支給あり。 対象者及び適用年齢 16～25歳、26歳以上の求職者、積極的連帯所得手当(RSA:revenu de solidarité active)などの各種福祉手当の受給者 具体的な内容 期間の定めのない契約又は6か月から12か月、最長24か月の有期限契約を締結。被雇用者となつた者は、就業しながら、職業訓練機関又は就業中の企業で職業訓練を受け、社会で通用する資格取得や就業能力の獲得を目指す。

8 教育・職業能力開発

第8-4表 若年のキャリア形成及び就職支援（続き）

Table 8-4: Career development and job-search assistance for youth (cont.)

情報提供をはじめとする就職支援	
日本	<p>新規学卒者の就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省、都道府県労働局、ハローワーク ・対象者 新規学卒者及び卒業後3年以内の既卒者等 ・具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> (1)新卒者等が利用しやすい専門のハローワークとして「新卒応援ハローワーク」を47都道府県に設置し、きめ細かな情報提供、就職相談を実施 (2)ハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とした「新卒者就職応援本部」を47都道府県労働局に設置し、地域の実情を踏まえた就職支援の企画・立案を行い、その実施を調整 <p>若年者のためのワンストップサービスセンター（通称：ジョブカフェ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 各都道府県（内閣府、厚生労働省、経済産業省による支援及び産業界、教育界との連携の下で民間も活用：「若者自立・挑戦プラン」） ・対象者 若年者 ・具体的な内容 <p>各地域の特色を活かして就職セミナーや職場体験、カウンセリングや職業相談、職業紹介などさまざまなサービスを実施。また、保護者向けのセミナーも実施。現在、46の都道府県が設置。ハローワークを併設しているジョブカフェもある。</p> <p>改正雇用対策法（2007年6月1日成立）の施行、周知（若年の雇用機会の確保に向けた法的整備）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な内容 <p>若年の能力・経験の正当な評価による「雇用機会の確保等」を事業主の努力義務とともに（「青少年の雇用機会の確保等に関する事業主が適切に対処するための指針」）、従来は努力義務であった労働者の「募集採用に係る年齢制限の禁止」を義務化。</p> <p>ジョブ・カード制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営主体 厚生労働省、ハローワーク ・対象者 正社員経験が少ないフリーター、母子家庭の母などで正社員となることを目指している者 ・具体的な内容 <ul style="list-style-type: none"> (1) ジョブ・カードを活用した、きめ細かいキャリアコンサルティングを通じた意識啓発やキャリア形成上の課題の明確化を行う。 (2) 企業実習と座学などを組み合わせた実践的な職業訓練（職業能力形成プログラム）を提供する。 (3) 職業訓練での企業からの評価結果や職務経験をジョブ・カードとしてとりまとめ、就職活動やキャリアアップに活用する。
アメリカ	O'NET (Occupational Information Network/Online)
メ	・開始年月 1998年10月
リ	・管理運営主体 国立O'NET協会（O'NET Consortium）
カ	・具体的な内容 インターネット上で公表されている(http://online.onetcenter.org)職業に関する総合的なデータベース。求職者が自分の経験や能力を活かせる職業がどのようなものか検索することができる。
※	この他、就職困難な若者を対象とした「WIA若年プログラム（WIA Youth Formula-Funded Grant Program）」がある。第8-5表（p.240）を参照。

情報提供をはじめとする就職支援	
イギリス	<p>全国キャリア・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 2012年4月より、19歳以上を中心に全ての年齢層に対する情報提供やガイダンス窓口として設置された。面談によるアドバイスが提供されるのは19歳以上からで、19歳未満の者は電話・メールによる問い合わせのみ。なお、就学中の児童(13~16歳の)に対しては教育機関が、それ以外の層にはジョブセンター・プラスが同種のサービス提供の責任を担う。 <p>コネクションズ・サービス</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月…2001年4月 管理運営主体 従来は中央省庁が所管していたが、2008年より地方自治体に移管。学校や企業、NPO法人などの連携により運営。 対象者及び適用要件…13~19歳までのイングランド在住の全ての若者 具体的内容 パーソナル・アドバイザーが、学校において情報提供・ガイダンスを行うほか、義務教育終了後も若者に接触し、支援を行う。早期からの総合的サポートシステムであり、教育、職業選択、差別、健康問題、住宅、ドラッグやアルコール、家族関係等若者のあらゆる問題に対して支援を行う。このほか、電話、電子メール等により若者からの相談も受け付けている。但し、地方自治体予算の削減によりサービスを廃止する自治体が増加している。
ドイツ	<p>仕事に関する博物館</p> <p>バーデン＝ヴュルテンベルク州のマンハイムには、州立の「技術と労働の博物館」がある。同館では、繊維技術機械工業の発達、自動車製造、科学と電気技術、エネルギー、鉄道と道路、技術と医学の7領域の技術史をコンセプトに、働く人々の生活と技術を体験・検分できるよう展示が工夫されている。</p> <p>バイエルン州ミュンヘンにある「ドイツ博物館」は、農業、鉱業、航空工学から、鉄道、機械、宇宙に至るまで、ドイツの科学技術を若い世代に引継ぎ、学ばせるための博物館である。</p> <p>これらの施設では、若年者を含め、人々が職業に対する具体的なイメージを持つことができるよう工夫がなされている。</p> <p>職業情報センター(BIZ)</p> <p>各所の公共職業安定所に付属されたセンター。若年者を顧客の中心として、職業養成訓練や学業、継続訓練などについて相談・情報提供を行っている。</p>
フランス	<p>しごと館(Cite des metiers)</p> <p>職業選択の参考となる情報、(職業)訓練の検索、職業生活の転換(転職)・求職に関する情報、体験機会の提供等の機能を有し、常時、予約なしで個別相談を受けられ、無料の就職フォーラム等に参加することができる。</p> <p>地域ミッションセンター及び受入・情報・指導常設センター(PAIO)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開始年月 1989年 管理運営主体 国、地方公共団体 対象者及び適用要件 16~25歳の若年者 具体的な内容 社会的生活・職業訓練への参入に向けて個別指導を行うため、専門のカウンセラーを配置し、適職発見支援、求人情報の提供、求人企業との個別面接の機会提供、求職活動指導等さまざまな支援を行う。 <p>※ この他、「国立教育・職業情報機構(ONISEP)」「青少年情報・資料センター(CIDJ)」「青年情報センター(CIJ)」「進路情報・指導センター(CIO)」及び「職業訓練推進・資料・情報センター(CARIF)」がさまざまな情報提供を行っている。</p>

資料出所 日本:厚生労働省、文部科学省、経済産業省、内閣府ウェブサイト、労働政策研究・研修機構(2009.7)「欧米諸国における公共職業訓練制度と実態—仏・独・英・米4カ国比較調査—」、厚生労働省(2011.3)「2009~2010年海外情勢報告」、各国労働省ウェブサイト等